

第7節 実施体制の整備

1. 相談体制の整備

空き家の発生抑制と空家等対策の実施を目的に、空き家の所有者等や近隣住民からの相談、また相続手続きがわからない方や高齢者の単身世帯の方など、空き家の発生に不安を感じている方からの相談など、空き家に関するさまざまな相談に対応できるよう、空き家に関する相談窓口での対応のほか、電話やメール等での対応を行います。

加えて、相談内容に応じて庁内の担当部署を紹介するとともに、市民相談をはじめ、相続問題などで所有者の特定が困難な場合など、専門家による対応が必要な場合は、大阪府など関係行政機関や大阪司法書士会、全日本不動産協会、大阪府宅地建物取引業協会と締結した協定を活用するほか、建築士会などとも連携を図り適切に対応します。

相談への対応については、摂津市空家等対策庁内調整会議のほか関係部局との情報共有などを図ります。

また、必要に応じて、空き家の活用や管理に取り組むNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定し連携を図ります。

2. 空家等対策の実施体制

(1) 空家等対策有識者懇談会

空家等対策の取組みにあたっては、空家法第8条第1項を準用し、市民、学識経験者や専門家等による「摂津市空家等対策有識者懇談会」を設置するとともに、本計画の策定および変更ならびに空家等対策の実施に関する意見・助言等の聴取を行います。

また、空家法第22条第2項「勧告」以降の措置に関して意見・助言等の聴取を行います。

(2) 空家等対策庁内調整会議

空家等対策の実務的な取組みにあたっては、庁内関係各課で構成する「摂津市空家等対策庁内調整会議」を設置するとともに、空家等対策の実施に関する対応、管理不全空家等・特定空家等の判定、審査、法的措置など実務的な審議、連絡調整を行います。

なお、下部組織として、調査検討部会を置き、管理不全空家等・特定空家等の判定、調査など、空家等対策に関する対応の連絡調整、さまざまな事例などの情報収集、調査研究などを行います。

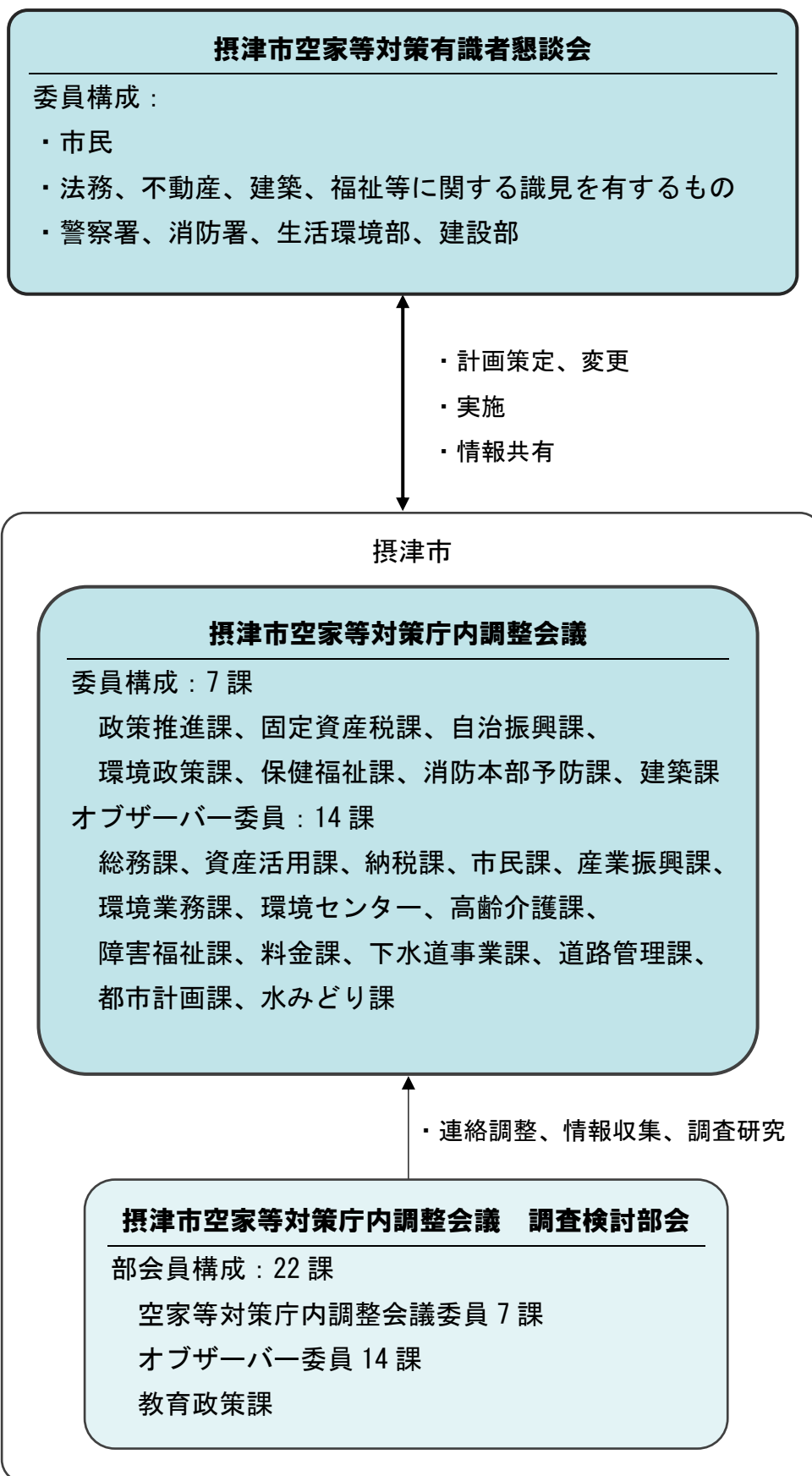


図 - 28 実施体制

3. 計画の進行管理

計画の進行管理には、マネジメントシステムの考え方に基づいて、PDCAサイクルを用いて点検・評価を行っていきます。

定期的な点検・評価にあたっては、摂津市空家等対策庁内調整会議において進捗状況を把握・共有し、摂津市空家等対策有識者懇談会に適宜報告、意見等聴取を行います。

摂津市空家等対策庁内調整会議では、本市の空家等対策の実状など、国や大阪府の動向などを踏まえ、適宜、点検・評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行います。

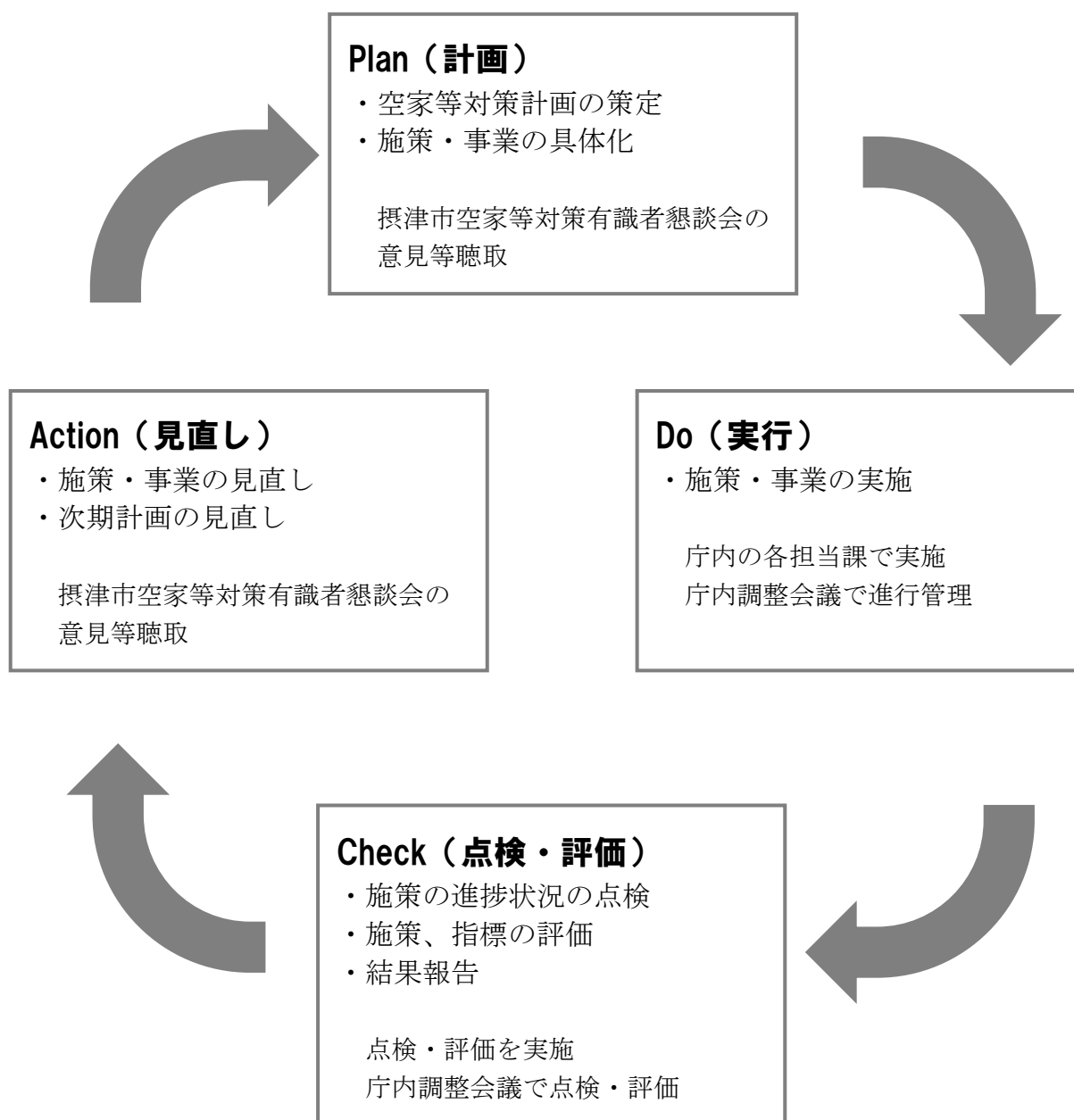


図 - 29 PDCAサイクルによる進行管理